

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度												
条 例 名	神奈川県奨学金貸付条例																
条 例 番 号	昭和39年神奈川県条例第69号	法 規 集	第14編第4章第2節														
所 管 室 課	教育局行政部財務課																
条 例 の 概 要	高等学校等又は専修学校の高等課程に在学する生徒で、学資の援助を必要とする者に対して行う奨学金の貸付けに関し、必要な事項を定めている。																
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考												
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	経済的な事情にかかわらず、等しく質の高い教育を受けることができるよう、就学支援策の充実が求められていることから、奨学金を無利息で貸し付けることを定めた本条例は、現在でも必要な条例である。															
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	平成26年度以降、要件を満たした希望者全員に貸付けを行っており、就学支援策として有効に機能している。 また、条例の有効性を高めるため、平成27年12月に成績要件の撤廃等、令和3年12月に貸付額の増額等の見直しを行っている。 引き続き、就学支援の更なる充実に向けて、運用の改善等を検討する。			奨学金の貸付状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>貸付者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5</td> <td>1,754人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>1,645人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>1,618人</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>1,903人</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>2,027人</td> </tr> </tbody> </table> (短期臨時奨学金等を除く。)	年度	貸付者数	R5	1,754人	R4	1,645人	R3	1,618人	R2	1,903人	R元	2,027人
	年度	貸付者数															
	R5	1,754人															
	R4	1,645人															
	R3	1,618人															
R2	1,903人																
R元	2,027人																
効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	奨学金の貸付額、区分、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。																
基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	県の総合計画である「新かながわグランドデザイン実施計画」及び教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」の中で、「高校生などへの就学支援の充実」が掲げられており、県政の基本的な方針に適合している。																
適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	奨学金の貸付け、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。																
その他																	
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 現時点では、改正・廃止の必要はないが、就学支援の更なる充実に向けて、運用の改善を検討する必要がある。															